

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 特定国外派遣組織を指定する件
(総務一五九)
- 円借款の供与に関する日本国政府と
インド政府との間の二の書簡の交換
に関する件 (外務一六五)

- 地理空間情報活用推進基本法第十六
条第一項の規定に基づく地理空間情
報活用推進基本法第二条第三項の基
盤地図情報の整備に係る技術上の基
準の一部を改正する告示

〔法規的告示〕
目次

〔国土交通三五五〕

- 砂防法第二条の土地を指定する件
(同三五六～三六一)

- 砂防法第二条の土地を指定すること
もに、直轄砂防工事を施行する件
(同三六一)

- 海上における射撃訓練を次のとおり
実施する件 (防衛一〇九～一一三)

- 道路に関する件
(北陸地方整備局一二)

- 道路に関する件
(中国地方整備局四四)

- 割賦販売法に基づく同法第三十五条
の三の六十一の許可を受けた者の営
業廃止、割賦販売法及び割賦販売法
施行令に基づく債権の申出、登録政
治資金監査人登録・登録抹消及び証

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律施行令に基づき
原子炉又は製鍊施設等を定める告示
及び核原料物質、核燃料物質及び原
子炉の規制に関する法律施行令の規
定に基づき国家公安委員会等との関
係を定める告示の一部を改正する告
示 (原子力規制委三)

- 〔その他告示〕
〔その他の告示〕

- 特定国外派遣組織を指定する件
(総務一五九)

- 〔人事異動〕
〔官庁報告〕

- 内閣 法務省

〔皇室事項〕

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別
清算、再生、所有者不明関係

会社その他

法規的告示

○原子力規制委員会告示第三号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条及び第六十四条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製鍊施設等を定める告示及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月七日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製鍊施設等を定める告示及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製鍊施設等を定める告示の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製鍊施設等を定める告示（平成十七年十一月経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のようにより改訂する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のようにより改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次對応する部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定ではないものは、これを加える。

第三条 令第六十三条第一項の表第六号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、製鍊施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設であつて、前条各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

第三条 令第六十三条第一項第六号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く）、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設とする。

改 正 後	改 正 前
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき発電用原子炉等を定める告示	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき発電用原子炉等を定める告示
（原子力規制委員会が定める発電用原子炉等）	（原子力規制委員会が定める原子炉又は製鍊施設等）
第二条 令第六十三条第一項の表第三号及び第四号並びに第二項の表第四号並びに第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、発電用原子炉、製鍊施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設であつて、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。	第二条 令第六十三条第一項第三号、第四号及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき原子力規制委員会が定める原子炉又は製鍊施設等は、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置される発電用原子炉、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設とする。

一〇二十三 （略）

二十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

一〇二十三 （略）

二十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

開発機構 大洗原子力工学研究所

二十一 國立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ

二十二 國立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示(平成十七年十一月文部科学省告示第百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示(平成十七年十一月文部科学省告示第百六十二号)の一部改訂

この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応するものと改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という)第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉(試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く)若しくは船舶に設置する軽減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう)であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。)又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。)第五十二条第一項第十号に規定する使用施設等であつて、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

改 正 前

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という)第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第一号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉(試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く)若しくは船舶に設置する軽減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう)であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。)又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。)第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であつて、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

二十一 日本原燃株式会社 再処理事業所	二十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所
二十二 リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター	二十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区)
二十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所	二十一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)
二十一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)	二十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区)

- この告示は、公表の日から施行する。

四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)	四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)
五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区)	五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区)
六 (略)	六 (略)

四	國立研究開發法人日本原子力研究開發機構 大洗研究所(北地區)
五	國立研究開發法人日本原子力研究開發機構 大洗研究所(南地區)
六	(略)

そ の 他 告 示

この告示は、公表の日から施行する。

○ 総務省告示第百五十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

総務大臣 村上誠一郎

一名 称 豪州での実動訓練参加部隊

二 国外派遣期間 令和七年五月八日から令和七年六月二十二日まで

三百五十人程度

三 派遣人数(概数)

四 派遣地域 オーストラリア連邦

○ 外務省告示第百六十五号

令和七年三月二十七日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

令和七年五月七日

(円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文)

外務大臣 岩屋毅

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 三百六十億千四百万円(三六、一一四、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による借款(以下「借款」という。)が、タミル・ナド州投資促進プログラム(フェーズ3)(以下「計画」という。)を支援するため、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)により、日本国の関係法令に従つて、インド政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、インド政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規定される。

3 (1) 借款期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(a) 利子率は、年2・四五パーセントとする。

(b) 支出期間は、前記の借款契約の発効日の後五年とする。

(c) (1) (c) に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(2) 借款は、インドの権限のある当局が、計画の実施を支援するために既に行つた予算支出又は将来行つ予算支出(兩政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く)を対象として使用に供される。

4 インド政府は、タミル・ナド州政府が、タミル・ナド州の名義で開設される関連する政府の勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をインドの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タミル・ナド州政府の予算に編入され、タミル・ナド州政府が既に行つた予算支出又は将来行う予算支出を対象として使用に供される。

- 5 インド政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、JICA の調達のためのガイドラインで、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて実施されることを確保する。
- 6 インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関する、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
- 7 インド政府は、JICA について、借款及びそれから生ずる利子に対しても、それらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
- 8 インド政府は、借款が適正に、かつ、専ら 3(1) 及び 4 に規定する予算支出のために使用されると並びに軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。
- 9 インド政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対して次のものを提供する。
- (b) (a) 借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
- 10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
- 本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間に合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。
- 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
- 二千二十五年三月二十七日にニユーデリーで
- インド財務省 経済局次官補 マニーシャ・シンハ 閣下
- (日本側書簡)
- (訳文)
- 書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。
- (日本側書簡)
- 本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。
- 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
- 二千二十五年三月二十七日にニユーデリーで
- インド財務省 経済局次官補 マニーシャ・シンハ
- インド駐在
- 日本国特命全権大使 小野啓一
- 日本国特命全権大使 小野啓一閣下
- (日本側書簡)
- (訳文)
- 書簡をもって啓上いたしました。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したこととを確認する光榮を有します。
- (日本側書簡)
- 本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。
- 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
- 二千二十五年三月二十七日にニユーデリーで
- インド財務省 経済局次官補 マニーシャ・シンハ
- インド駐在
- 日本国特命全権大使 小野啓一閣下
- (日本側書簡)
- (訳文)
- 書簡をもって啓上いたしました。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国との借款に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文を確認する光榮を有します。
- (日本側書簡)
- 1 本使は、印度の経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国との借款に関する日本国との借款に関する日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。
- 1 千五百五十六億二千二百萬円（一五五、六二二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という）が、この書簡の付表（以下「付表」という）の 1 欄に掲げる事業計画（以下「計画」という）を実施することを目的として、各計画につき付表の 2 欄に定める配分に応じ、日本国政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対して次のものを提供する。
- 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）により、日本国の関係法令に従つて、印度政府に供与されることになる。
- ド政府に供与されることになる。

- 2 (1) 借款は、インド政府と JICA との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の 3 欄から 5 欄までにそぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。
- (2) (1) に規定する借款契約は、それぞれ、JICA が当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む）を確認した後に締結される。
- (3) この書簡の付表の 5 欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
- 3 (1) 借款は、インドの実施機関が調達格国との供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達格国において、当該調達格国で生産される生産物又は当該調達格国から供給される役務について行われる。
- (2) (1) に規定する調達格国との範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
- (3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができるものと規定する。ただし、当該購入は、当該調達格国において、当該調達格国で生産される生産物又は当該調達格国から供給される役務について行われる。
- 4 インド政府は、3(1) に規定する生産物又は役務が、JICA の調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。
- 5 インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関する、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
- 6 3(1) に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。
- 7 (1) インド政府は、JICA について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
- (2) インド政府は、次のことを確保するためには必要な措置をとる。
- (a) 借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないことを。
- (b) 実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引において計画に供給される最終の生産物又は役務に關して課される税を含む）については、インドの実施機関によつて支払われること。ただし、請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税及び法人税を除く。
- 8 インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。
- (a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。
- (b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に從事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
- (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。
- 9 インド政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対して次のものを提供する。
- 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
- 計画に関連するその他の情報

4 生ける計画上計画及び上計画に及ぼすアツサム州における影響		3 デリース(第一期)高速輸送		2 淡水化施設建設		1 球化計画		1 事業計画名		付表	
万円	三十五億八千	二千六百五十七億	五千六百二十五億	八十二億八千	供与限度額	2	1	1	1	付表	インド財務省
払部分に対する支	コンサルタン	トに対する支	トに対する支	トに対する支	利子率	3		マニーシヤ・シンハ閣下	マニーシヤ・シンハ閣下	日本国特命全権大使	小野啓一
パ○一・セント五	セント五	パ○一・セント五	パ○一・セント五	パ○一・セント五	償還期間	4				インド駐在	
間年の後十年の据置期		間年の後二十年の据置期	間年の後二十年の据置期	間年の後二十年の据置期	の後二十年の据置期	5				日本国特命全権大使	小野啓一
八年		八年	七年	七年	支後の発効期日約間					インド駐在	

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使 小野啓一

(インド側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本官は、更に、インド政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年三月二十七日にニューデリーで

インド財務省
マニーシヤ・シンハ

(日本側書簡)
日本國特命全権大使 小野啓一閣下

○ 國土交通省告示第三百五十五号
地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準(平成十九年国土交通省告示第千百四十四号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月七日

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を改正する告示
地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準(平成十九年国土交通省告示第千百四十四号)の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣 中野 洋昌

改 正 後		改 正 前	
(基盤地図情報が適合すべき規格)		(基盤地図情報が適合すべき規格)	
第六条 基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。		第六条 基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。	
一、十一 (略)		一、十一 (略)	
十二 国際標準化機構一九一〇三 (地理情報概念スキーマ言語)		十一 国際標準化機構 (技術仕様書)一九	
十三 (略)		一〇三 (地理情報概念スキーマ言語)	

この告示は、公布の日から施行する。

5 パンジャブ州生		総額	
資源保全計画	百十四億八千	千五百五十六億二千二百万円	十年の後二十年
コンサルタントに対する支	二・二・五	パ・セント	十年
コンサルタントの支	二・二・五	パ・セント	十年

○国土交通省告示第三百五十六号
砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣 中野 洋昌

一	砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二	砂防法第二条の土地の表示
三	次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
四	埼玉県秩父郡東秩父村大字奥沢字腰村七一番一二号
五	字腰村東山六五九番十五号
六	六六〇番二十二号から二十三号まで
七	六六一一番二十六号から二十号まで
八	六六二番二十四号
九	六六六番二十五号
十	地先水路敷六六六番二十六号
十一	六七八番二十七号及び二十八号
十二	六七九番二十九号及び三十号
十三	六八〇番三十一号及び三十二号
十四	六八一一番三十四号、三十五号及び三十六号から三十七号まで
十五	六八二一番三十三号
十六	六八三番三十四号から三十五号まで
十七	六八四番三十六号から三十七号まで、三十八号及び三十九号

○国土交通省告示第三百五十七号
砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二 砂防法第二条の土地の表示
三 次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までの順次結んだ線及び標柱二号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第三百八十五号で指定した中力川に掲げる土地を除く。）

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字中力一四五〇番一号及び二号

一四五二番九号
一四七七番三七号及び八号

一四八〇番三三号から五号まで

○国土交通省告示第三百五十八号
砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

○国土交通大臣 中野 洋昌
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
（二）砂防法第二条の土地の表示

宮崎県延岡市北方町下鹿川の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を結ぶ内線の道路敷に沿つて結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

（三）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
（四）砂防法第二条の土地の表示

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を結ぶ内線の道路敷に沿つて結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

（五）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
（六）砂防法第二条の土地の表示

宮崎県西諸県郡西諸県郡の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を結ぶ内線の道路敷に沿つて結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二 砂防法第二条の土地の表示
三 次に掲げる土地に存する標柱一号と百一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十一年建設省告示第三百八十五号で指定した祓川に掲げる土地を除く。）

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字中力一四五〇番一号及び二号

一四五二番九号
一四七七番三七号及び八号

一四八〇番三三号から五号まで

○国土交通省告示第三百五十九号
砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日

○国土交通大臣 中野 洋昌
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
（二）砂防法第二条の土地の表示

宮崎県延岡市北方町下鹿川の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を結ぶ内線の道路敷に沿つて結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

（三）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
（四）砂防法第二条の土地の表示

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を結ぶ内線の道路敷に沿つて結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

（五）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
（六）砂防法第二条の土地の表示

宮崎県西諸県郡西諸県郡の区域内の土地

のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を結ぶ内線の道路敷に沿つて結んだ線、五点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

25	31°53' 41.4963"	130°58' 49.9258"
26	31°53' 41.3669"	130°58' 49.8912"
27	31°53' 41.1627"	130°58' 49.7535"
28	31°53' 40.6764"	130°58' 49.5724"
29	31°53' 40.0538"	130°58' 49.4500"
30	31°53' 39.4109"	130°58' 49.3976"
31	31°53' 39.0867"	130°58' 49.3727"
32	31°53' 38.7583"	130°58' 49.3104"
33	31°53' 38.5987"	130°58' 49.2744"
34	31°53' 38.5688"	130°58' 49.3987"
35	31°53' 38.5354"	130°58' 49.5752"
36	31°53' 37.8897"	130°58' 49.2843"
37	31°53' 37.8585"	130°58' 49.3712"
38	31°53' 37.5903"	130°58' 49.2514"
39	31°53' 37.3616"	130°58' 49.0761"
40	31°53' 37.0653"	130°58' 48.6539"
41	31°53' 36.7723"	130°58' 48.5679"
42	31°53' 36.6360"	130°58' 48.5696"
43	31°53' 36.4171"	130°58' 48.5856"
44	31°53' 36.2345"	130°58' 48.6826"
45	31°53' 36.1503"	130°58' 48.7268"
46	31°53' 35.6839"	130°58' 48.6241"
47	31°53' 35.5766"	130°58' 48.5551"
48	31°53' 35.4324"	130°58' 48.4408"
49	31°53' 35.2044"	130°58' 48.0626"
50	31°53' 35.0546"	130°58' 47.7694"
51	31°53' 34.9393"	130°58' 47.6794"
52	31°53' 34.7929"	130°58' 47.6571"
53	31°53' 34.5988"	130°58' 47.6950"
54	31°53' 34.4468"	130°58' 47.4356"
55	31°53' 34.3634"	130°58' 46.9613"
56	31°53' 34.3883"	130°58' 46.9155"

57	31°53' 34.7555"	130°58' 46.9968"
58	31°53' 35.5984"	130°58' 47.2361"
59	31°53' 35.8712"	130°58' 47.7232"
60	31°53' 36.0044"	130°58' 47.8259"
61	31°53' 36.1732"	130°58' 47.8145"
62	31°53' 36.3485"	130°58' 47.7421"
63	31°53' 36.7025"	130°58' 47.7687"
64	31°53' 37.3064"	130°58' 47.7267"
65	31°53' 37.5142"	130°58' 47.9055"
66	31°53' 37.6802"	130°58' 48.1102"
67	31°53' 38.0510"	130°58' 48.4915"
68	31°53' 38.3033"	130°58' 48.5181"
69	31°53' 38.3764"	130°58' 48.5890"
70	31°53' 38.6768"	130°58' 48.8225"
71	31°53' 38.7060"	130°58' 48.8453"
72	31°53' 38.6648"	130°58' 49.0134"
73	31°53' 38.7983"	130°58' 49.0391"
74	31°53' 39.4268"	130°58' 49.1287"
75	31°53' 40.0844"	130°58' 49.1540"
76	31°53' 40.4162"	130°58' 49.2087"
77	31°53' 40.7468"	130°58' 49.2931"
78	31°53' 41.0210"	130°58' 49.3870"
79	31°53' 41.3158"	130°58' 49.5245"
80	31°53' 41.3715"	130°58' 49.5469"
81	31°53' 41.6826"	130°58' 49.7035"
82	31°53' 41.9691"	130°58' 49.8741"
83	31°53' 42.2666"	130°58' 50.0693"
84	31°53' 42.5367"	130°58' 50.2904"
85	31°53' 42.6959"	130°58' 50.4285"
86	31°53' 43.0002"	130°58' 50.7332"
87	31°53' 43.0604"	130°58' 50.6518"

○国土交通省告示第三百六十号
規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和7年5月7日
国土交通大臣 中野 洋昌

○国土交通省告示第三百六十一号
規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定に基づき、告示する。標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十六年内務省告示第五百九十一号で指定した土地の区域を除く。）埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字梅ノ木沢一四一一番一号及び二号、一四一二番三号から五号まで、地先水路敷地一四二一一番六号

88	31°53' 44.0735"	130°58' 51.2913"
89	31°53' 44.3684"	130°58' 51.3731"
90	31°53' 44.5980"	130°58' 51.5215"
91	31°53' 44.8217"	130°58' 51.7635"
92	31°53' 44.9292"	130°58' 51.9210"
93	31°53' 45.0250"	130°58' 52.1048"
94	31°53' 45.3057"	130°58' 52.7560"
95	31°53' 45.4635"	130°58' 53.0749"
96	31°53' 45.5876"	130°58' 53.2868"
97	31°53' 45.8529"	130°58' 53.5246"
98	31°53' 47.6616"	130°58' 54.7060"
99	31°53' 47.8788"	130°58' 54.8145"
100	31°53' 48.2815"	130°58' 54.9647"
101	31°53' 48.3270"	130°58' 54.9910"

一	砂防法第二条の土地に係る河川の名称 慈恵尾東上沢	○国土交通省告示第三百六十一号 規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。 令和7年5月7日 国土交通大臣 中野 洋昌
一	砂防法第二条の土地の表示 千登川	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 千登川
一	砂防法第二条の土地の表示 空堀川	一 砂防法第二条の土地の表示 空堀川
一	砂防法第二条の土地の表示 八幡沢	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 八幡沢
一	砂防法第二条の土地の表示 大瀬川合流点	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 大瀬川合流点
一	砂防法第二条の土地の表示 愛知県北設楽郡東栄町大字振草	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 愛知県北設楽郡東栄町大字振草
一	砂防法第二条の土地の表示 小林トエグチ	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 小林トエグチ
一	砂防法第二条の土地の表示 一五番一	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 一五番一
一	砂防法第二条の土地の表示 一四番一	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 一四番一
一	砂防法第二条の土地の表示 一六号	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 一六号
一	砂防法第二条の土地の表示 七号から十号まで	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 七号から十号まで
一	砂防法第二条の土地の表示 八番二	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 八番二
一	砂防法第二条の土地の表示 九番二	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 九番二
一	砂防法第二条の土地の表示 一一号及び十二号	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 一一号及び十二号
一	砂防法第二条の土地の表示 国土交通大臣 中野 洋昌	○国土交通省告示第三百六十一号 規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。 令和7年5月7日 国土交通大臣 中野 洋昌
一	砂防法第二条の土地の表示 八幡沢	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 八幡沢
一	砂防法第二条の土地の表示 百七号	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 百七号
一	砂防法第二条の土地の表示 山形県最上郡戸沢村大字角川	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 山形県最上郡戸沢村大字角川
一	砂防法第二条の土地の表示 今神山外二国右林	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 今神山外二国右林
一	砂防法第二条の土地の表示 は小班	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 は小班
一	砂防法第二条の土地の表示 に小班	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 に小班
一	砂防法第二条の土地の表示 ヘ小班	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 ヘ小班
一	砂防法第二条の土地の表示 ト小班	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名稱 ト小班

<p>○国土交通省告示第三百六十三号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。 令和七年五月七日</p> <p>○防衛省告示第九百九号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年五月七日</p> <p>○防衛省告示第百十号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年五月七日</p>	<p>国土交通大臣 中野 洋昌 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 千登川</p> <p>二 砂防法第二条の土地の表示 昭和四十四年建設省告示第三千二十号で指定した同号九に掲げる土地の区域</p> <p>○防衛省告示第九百九号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年五月七日</p>	<p>防衛大臣 中谷 元 区域 日時 令和七年五月十三日及び同月十四日（予備、同月十二日、同月十五日及び同月十六日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間 自衛艦九隻 その他 実施艦 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。</p> <p>二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。</p> <p>三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。</p>	<p>り小班 ち小班 ほ小班 百三号から百七号まで 八十号から八十七号まで 五十四号から七十七号まで 五十号から五十三号まで、七十八号及び七十九号</p>
--	--	--	---

区域	実施艦
その他	自衛艦九隻
一	射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。
二	実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚 する。
三	前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。
○防衛省告示第百十一号	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年五月七日
区域	防衛大臣 中谷 元
日 時	令和七年五月十三日（予備、同月十四日 及び同月十五日）の〇八〇〇から一七〇 〇まで
実施艦	五島列島南方の次の経緯度線により囲ま れる海面及びその上空で海面から高度 三、〇四八メートル以下までの間
その他	（イ）北緯三三度二〇分一一秒 北緯三一度四七分一二秒 （ウ）東経一二八度四五分五二秒 （エ）東経一二九度〇九分五二秒 自衛艦九隻
○防衛省告示第百十二号	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚 する。 三 前記区域の経緯度は、世界測地系の 数値である。
日 時	令和七年五月十三日（予備、同月十四日 及び同月十五日）の〇六〇〇から二二〇〇 〇まで
○防衛大臣 中谷 元	津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇 秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を 中心とする半径十五海里の円内の海面及 びその上空で海面から高度一五、二四〇 メートル以下までの間

(区域) 沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地點を順次結んだ線並びに(ア)及び(ビ)の二地點を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(実施艦) 北緯二六度二三分一四秒 東経一二八度一九分五三秒 北緯二七度〇六分一四秒 東経一二九度〇九分五二秒 北緯二七度〇六分一四秒 東経一三〇度五九分五二秒 北緯二六度一〇分一五秒 東経一三〇度五九分五二秒

(その他) 自衛艦十三隻

(射撃訓練) 一、射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

(実施中) 二、実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

(区域) 三、前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

(防衛省告示) ○防衛省告示第百三十三号

(北陸地方整備局告示) ○北陸地方整備局告示第二十三号

(区域) 次のように道路の区域を変更したので、道路法規定に基づき、告示する。

(関係) その関係図面は、令和七年五月七日から二週間

(期間) 令和七年五月七日

(種類) 一、一般国道

(区域) 道路の区域

(区間) (三)(一) 七尾市東浜町ハ九六番から同市東浜町ヘ五八番甲で
 (四) 国面縦覧場所 北陸地方整備局及び同局金沢中國地方整備局告示第四十四号

(規定期) 次のように道路の供用を開始するので、道路法規に基づき、告示する。

(関係) その関係図面は、令和七年五月七日から二週間

(期間) 令和七年五月七日

(区域) 路線名

(区間) 九 路線名 供用開始 番号

(区域) 甲字六反田七五番三まで(ただし一部のみ)

(区域) 供用開始の期日 令和七年五月七日

区域	日時	(ア) 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(イ)及び(カ)の二地點を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル(以下までの間)
	(イ) (ウ)	北緯三一度四八分一三秒 東経一三三度二九分五一秒
	(カ) (カ)	北緯三一度四二分一三秒 東経一三三度二九分五一秒
	(カ) (カ)	北緯三一度二八分一三秒 東経一三二度五九分五一秒
	(カ) (カ)	北緯三一度三六分一三秒 東経一三二度五九分五一秒
	(カ) (カ)	北緯三一度三七分五一秒 東経一三三度三七分五一秒
実施艦	その他	射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
実施艦	自衛艦十隻	二、実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
実施艦	自衛艦十隻	三、前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
一般の縱覧に供する。	北陸地方整備局長 高松 諭	(昭和二十七年法律第一百八十号) 第十八条第一項の
一般の縱覧に供する。	後別 敷 地 の 幅 員 延 長	(昭和二十七年法律第一百八十号) 第十八条第一項の
ま ま	変更前	後別 敷 地 の 幅 員 延 長
河川国道事務所	中国地方整備局長 林 正道	後別 敷 地 の 幅 員 延 長
の 区 間	中国地方整備局長 林 正道	後別 敷 地 の 幅 員 延 長
の 七三番一から同町下	中国地方整備局及び同局倉	後別 敷 地 の 幅 員 延 長
関係図面に表示す	吉河川国道事務所	後別 敷 地 の 幅 員 延 長

国公事項

衆議院

辯令
(庶務部長) 衆議院参事 梶田 秀
同
国際部長参事吉田早樹人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる
議事部副部長秘書課長事務取扱參事中居健吾海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる (五月一日)

参議院

議案受領 (予備審査)
五月一日衆議院から次の議案が送付された。

民法の一部を改正する法律案 (黒岩宇洋外五名提出) (衆第二九号)

人事異動

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣石破茂はベトナム国及びフィリピンへ國へ出張のよる四月三十日帰朝した。
○国土交通大臣臨時代理解職
國務大臣 浅尾慶一郎
国土交通大臣中野洋昌帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行つ國務大臣としての指定を解く (四月三十日)

法務省

(東京地方検察庁検事) 椎木 牧野 愛子
(同) 同 村上 高井 彩恵
横浜地方検察庁検事に配置換する
(千葉地方検察庁松戸支部検事) 田中 真菜
わざたま地方検察庁検事に配置換する
(四国矯正管区長) 法務事務官 宮本 良一
矯正研修所長に転任せらる
(大阪刑務所長) 同 谷口 晃康
四国矯正管区長に昇任せらる
(長崎矯正管区成人矯正部長) 同 村上 正剛
九州矯正管区成人矯正部長に転任せらる
(九州矯正管区成人矯正部長) 同 山口 賢治
宮城刑務所長に転任せらる

(宮城刑務所長) 林 文彦
大阪刑務所長に配置換する
(四国矯正管区成人矯正部長)

林 文彦

あつたので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づつき、次のとおり公示する。

令和七年五月七日

横浜市中区

レナン・ケンジ・マッザカ

平成元年5月3日

長崎刑務所長に転任させる
大野恒太郎 川出 敏裕
梶田 秀 磐貝 真之

一 登録船舶職員養成施設の名称 宮城県水産高

等学校

朱満夫 平成8年10月18日生

二 登録船舶職員養成施設の種類 (科・類型名)

伊藤 真 塚川 隆 吉澤 俊一
(変更前) 海洋総合科 航海技術類型
海洋総合科 機関工学類型

磯貝 真之 平成8年10月18日生

(変更後) 船舶運航科 海洋工学類型

大野恒太郎 川出 敏裕
梶田 秀 磐貝 真之

三 変更年月日 令和七年四月一日

天皇皇后両陛下は、四月二十五日午後三時五十分御出門、第十九回みどりの式典に御臨席のため、パレスホテル東京(千代田区)へ行幸啓、同六時四分還幸啓になつた。

勅令

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十五日午後三時五十分御出門、第十九回みどりの式典に御臨席のため、パレスホテル東京(千代田区)へ行幸啓、同六時四分還幸啓になつた。

三 変更年月日 令和七年四月一日

法務省告示配第十五号

左記の者の申請に係る日本國に帰化の件は、これを許可する。

令和七年五月七日 法務大臣 鈴木 麟桂

住所 札幌市北区 ダッセン・コ・イーホル・ボリソヴィチ 昭和57年8月5日生

住所 東京都中央区 劉玉昆 昭和63年2月10日生

住所 岐阜県土岐市 諸陽 昭和61年4月2日生

住所 静岡県三島市 アウン・シュン・ティン 平成4年5月15日生

住所 茨城県つくば市 カウン・カツン・トゥック 令和3年8月30日生

住所 熊谷市 斎細芳 昭和55年12月8日生

住所 大阪市都島区 吳承祐 平成6年2月26日生

住所 大阪市阿倍野区 張淑芬 昭和45年6月7日生

住所 千葉県印旛郡栄町 チョ・ウー・ライ 昭和58年1月24日生

住所 宮崎県都城市 ラジー・カブル 昭和49年9月24日生

住所 山口県岩国市 ケビン・タツヤ・ババー 平成7年11月26日生

住所 千葉県習志野市 張曉曉 昭和63年3月16日生

住所 神奈川県大和市 ウィック・マシンハ・ヴィノーヴ・アミーラ 平成7年2月9日生

住所 マノジ・ラミチャネ 平成8年10月18日生

住所 佐賀県鳥足立郡伊奈町 朱満夫 昭和38年7月6日生

住所 埼玉県新座市 堀田淳 平成4年6月1日生

住所 大阪市東成区 高明大 平成7年5月31日生

住所 大阪市東淀川区 李平谷 昭和41年3月6日生

住所 大阪市北区 夫裕子 昭和16年10月15日生

住所 左倍子 昭和41年7月28日生

住所 左直子 昭和45年5月20日生

住所 左理士 昭和47年9月30日生

住所 左朱子 昭和48年11月12日生

住所 大阪府守口市 金歩美 昭和61年7月22日生

住所 熊本県八代市 黒一珍 昭和44年8月30日生

住所 福島市 リヤトス・ライ 平成5年11月26日生

住所 千葉県佐倉市 スバス・ラナバト 平成5年4月13日生

住所 千葉県船橋市 アルジュン・ウバディヤイ 平成2年6月20日生

住所 茨城県守谷市 ティン・ヤダナー・ビヨー 昭和58年10月22日生

住所 岩手県盛岡市 村泰伸 昭和56年5月7日生

住所 栃木県那須郡那須町 村蓮 平成26年10月8日生

住所 群馬県邑楽郡太原町 村蓮 平成29年8月10日生

住所 岩手県盛岡市 イヴァン・アレックス・カルヴァリオ 昭和63年5月30日生

住所 岩手県松江市 張平修 平成12年6月26日生

住所 栃木県真岡市 ニコラス・リカルド・ルイス・イジェスカス 平成14年5月14日生

住所 東京都葛飾区
ワラナクラシリヤ・マハムッガラ・カンカーナ
マラグ・ブッディタ・ハシタ・フェルナンド
平成4年10月31日生

住所 東京都葛飾区
薛宗陽 昭和47年2月18日生
柴玉珠 昭和49年3月11日生
薛晶華 平成17年3月28日生
薛華建 平成19年9月17日生

住所 德島市
蘇弥生 平成5年8月15日生

住所 栃木県宇都宮市
メグミ・ゴンザレス・ティソン 平成10年9月5日生

住所 栃木県小山市
楊建萍 昭和60年1月19日生

住所 北九州市小倉南区
済東 昭和52年5月3日生
劉欣 昭和56年11月8日生
済佑伊 平成28年1月29日生

住所 東京都足立区
ラ・ティ・ジャ・リン 平成8年5月14日生

住所 東京都品川区
ラ・ジャ・ウィ 平成10年7月14日生

住所 和歌山市
ウォン・クアン・ウイー 平成7年4月9日生

住所 埼玉県本庄市
グスタヴォ・ダイキ・ミヤケ・サトウ 平成8年9月2日生

住所 埼玉県川越市
リラ・ラム・サルマ 平成7年7月20日生

住所 大阪府枚方市
劉彬 平成3年9月26日生
劉欣悦 平成30年8月12日生
劉雨奇 令和2年12月3日生

住所 大阪市浪速区
屠萍 昭和61年3月4日生
郝静兮 平成25年8月2日生

住所 大阪市東淀川区
汪思穎 昭和60年5月26日生
馮寧 昭和60年1月2日生

住所 大阪市浪速区
李秀勤 平成3年11月17日生

住所 大阪市港区
劉嘉嘉 昭和63年6月4日生
李星奕 平成29年1月6日生

住所 静岡市清水区
アルマ・バダトルゲ・カヴィンドウ・セハン
平成6年4月19日生

住所 東京都葛飾区
李京春 昭和53年8月16日生
韓英花 昭和56年1月17日生
李瑞希 平成26年9月10日生

住所 東京都大田区
李健 平成2年10月17日生

住所 岐阜市
サディブ・カルキ 平成4年7月25日生

住所 福岡市東区
サミン・アクタル 平成7年1月31日生
ナウフェル・ウディン・サード 令和3年10月13日生

住所 東京都大田区
陳悅 昭和54年1月1日生

住所 東京都新宿区
談惟昌 平成7年8月25日生

住所 千葉県松戸市
ビジャヤ・カレル 平成3年11月23日生

住所 仙台市宮城野区
アニル・サルマ 平成5年2月12日生

住所 東京都江戸川区
王新新 平成6年10月14日生

住所 大阪府吹田市
権慧 昭和61年11月11日生

法務省告示配第十六号
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ハワイ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年五月七日 法務大臣 鈴木 靖祐
氏名 ローレンス・グレゴリー・カーター
生年月日 千九百六十九年一月十六日

法務省告示配第十七号
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年五月七日 法務大臣 鈴木 靖祐
氏名 任曉力
生年月日 千九百七十八年三月六日

公 告

諸 事 項

割賦販売法に基づく同法第35条の3の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者から、法第35条の3の62において準用する法第26条第1項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の3の62において準用する法第26条第2項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年5月7日

経済産業大臣 武藤 容治

名 称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
社会福祉法人相模福祉会	神奈川県相模原市中央区清新8丁目3番19号	互第3077号	令和6年10月1日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の3の62において準用する法第27条第1項第4号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年5月7日

関東経済産業局長 佐合 達矢

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の3の62において準用する法第21条第1項の権利を有する者は、令和7年7月7日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）第3条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和7年7月7日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除外されます。

名 称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
社会福祉法人相模福祉会	神奈川県相模原市中央区清新8-3-19	令和6年10月1日

記

あて先 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局産業部商務・取引信用課

電話048-600-0444

様式

申 出 書

関東経済産業局長 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第1項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

1. 債務者の名称及び住所

2. 債権額

3. 債権発生の原因たる事実

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和7年五月七日

登録番号	登録年月日	氏名
六二一七四	六二一七四	七、三、一四　岡田智香子
六二一七五	六二一七五	七、七、三、一四　西秀幸
六二一七六	六二一七六	七、三、一四　中村倫寛
六二一七七	六二一七七	七、三、一四　一條尚也
六二一七八	六二一七八	七、三、一四　藤森健哲
六二一八〇	六二一八〇	七、七、三、一八　坂爪勧
六二一八一	六二一八一	七、三、一八　福田雄基
六二一八二	六二一八二	七、三、一八　田中秀明
六二一八三	六二一八三	七、三、一八　北條貴裕

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和7年五月七日

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一九四七	清水華夫	五、一、一六	政治資金規正法第十九条の二二第一項第一号
一二六三	保坂義勝	七、一、一四	政治資金規正法第十九条の二二第一項第一号
五三五六	吉田照幸	五、一〇、一一	政治資金規正法第十九条の二二第一項第一号
五四六七	横治久美男	六、一、一一	政治資金規正法第十九条の二二第一項第一号
五一九	前田恭輔	七、三、一四	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

令和7年五月七日

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四一〇〇	河内泉	四六六一	六、一、一〇
四五五四	宮部直明	五一五九	七、二、一八
六二六一	山本俊一	八五五六	

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第3118号

滋賀県大津市打出浜2番1号

申立人 滋賀県信用保証協会

本籍滋賀県近江八幡市安土町常楽寺879番地、最後の住所滋賀県近江八幡市安土町常楽寺879番地、死亡の場所滋賀県近江八幡市、死亡年月日令和6年6月29日、出生の場所滋賀県蒲生郡安土町、出生年月日昭和33年2月1日、職業会社役員

被相続人 亡 茶野誠治

滋賀県彦根市船町2番13号大沢船町ビル2階たちばな法律事務所

相続財産清算人 弁護士 見當正晃

催告期間満了日 令和7年12月5日

大津家庭裁判所彦根支部

令和7年（家）第535号

北海道帶広市西16条南27丁目1番地1

申立人 神谷芳昭

本籍北海道河東郡音更町宝来仲町北1丁目10番地13、最後の住所北海道帶広市西7条南6丁目1番地4ライフシップケア帯広、死亡の場所北海道帶広市、死亡年月日令和7年2月8日、出生の場所北海道増毛郡増毛町、出生年月日昭和8年5月24日、職業無職

被相続人 亡 諏訪健三

北海道帶広市西16条南27丁目1番地1

相続財産清算人 司法書士 神谷芳昭

催告期間満了日 令和7年11月21日

釧路家庭裁判所帯広支部

令和7年（家）第20023号

栃木県宇都宮市宝木町1-66-8

申立人 藤白伊佐子

本籍栃木県宇都宮市岩原町230番地、最後の住所栃木県宇都宮市岩原町230番地1、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年7月2日、出生の場所静岡県田方郡伊豆長岡町、出生年月日昭和36年2月22日、職業会社員

被相続人 亡 須藤英雄

事務所栃木県宇都宮市東浦町10番1号 C.Y
栃木街道ビル2階 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石田弘太郎
催告期間満了日 令和7年11月19日

宇都宮家庭裁判所

令和7年（家）第20016号

群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

申立人 前橋市

本籍群馬県前橋市東大室町1194番地1、最後の住所群馬県前橋市東大室町1194番地1、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和3年10月26日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和53年1月19日、職業不詳

被相続人 亡 松村和洋

群馬県高崎市金古町1221 弁護士法人龍馬ぐんま事務所

相続財産清算人 安藤圭子

催告期間満了日 令和7年11月10日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第6015号

群馬県太田市下浜田町1000番地1

申立人 一般社団法人日本福祉サポート

本籍群馬県桐生市天神町2丁目296番地、最後の住所群馬県桐生市天神町2丁目8番24号、死亡の場所群馬県みどり市、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和27年11月28日、職業公立学校用務員

被相続人 亡 風間一彦

事務所群馬県桐生市広沢町4丁目2281番地の4

相続財産清算人 司法書士 曽根康仁

催告期間満了日 令和7年11月10日

前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年（家）第90160号

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

申立人 八王子市

本籍東京都八王子市元八王子町2丁目1370番地6、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺本町3丁目1番14号 小山方、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日令和元年10月31日頃、出生の場所東京都北多摩郡国分寺町、出生年月日昭和30年11月21日、職業不明

被相続人 亡 中屋美一

事務所東京都新宿区新宿1丁目15番9号さわだビル5階 東京共同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田典子

催告期間満了日 令和7年11月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90161号

兵庫県神戸市中央区上筒井通3丁目1番4号
申立人 川口 勝馬
本籍大阪府大阪市城東区東中浜2丁目78番地、最後の住所東京都八王子市下恩方町1158番地10下恩方田口ハイツ105号、死亡の場所東京都あきる野市、死亡年月日令和5年4月29日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和38年10月11日、職業不明

被相続人 亡 舟野 純民

事務所東京都新宿区新宿2丁目8番1号新宿セブンビル605号 大畠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大畠 雅義
催告期間満了日 令和7年11月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90222号

神奈川県相模原市南区東林間5丁目14番1号
申立人 有限会社システムブレイン
本籍東京都町田市金森2丁目626番地、最後の住所東京都町田市金森2丁目38番34号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和7年1月25日頃、出生の場所東京都町田市、出生年月日昭和38年12月27日、職業無職

被相続人 亡 大貫美智子

事務所東京都八王子市明神町4丁目5番3号
橋捷ビル6階 多摩八王子法律事務所
相続財産清算人 弁護士 番場 弘文
催告期間満了日 令和7年11月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90223号

東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍東京都八王子市千人町2丁目20番地、最後の住所東京都八王子市千人町2丁目9番17号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和4年3月14日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和41年10月31日、職業自営業

被相続人 亡 木下 俊也

事務所東京都新宿区四谷2丁目4番地3
久保ビル2階 大谷&パートナーズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 豊澤 朋子
催告期間満了日 令和7年11月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第15051号

新潟市中央区礎町通一ノ町1945番地1 リアライズ万代橋ビル5階
申立人 弁護士法人北辰法律事務所
本籍新潟県新潟市西蒲区馬堀4107番地、最後の住所新潟市西区四ツ郷屋1538番地13 ワールドステイ四ツ郷屋、死亡の場所新潟県新潟市西区、死亡年月日令和6年10月11日、出生の場所新潟県西蒲原郡卷町、出生年月日昭和32年3月6日、職業無職

被相続人 亡 相馬 穏
主たる事務所新潟市中央区礎町通一ノ町1945番地1 リアライズ万代橋ビル5階
相続財産清算人 弁護士法人北辰法律事務所
催告期間満了日 令和7年11月14日

新潟家庭裁判所

令和7年(家)第8号

新潟県佐渡市椎泊821番地
申立人 佐藤 敏美
本籍新潟県佐渡市平清水669番地1、最後の住所新潟県佐渡市浜田140番地1 歌代の里、死亡の場所新潟県佐渡市、死亡年月日令和5年12月18日、出生の場所新潟県佐渡郡二宮村、出生年月日大正11年8月21日、職業無職

被相続人 亡 本間 ツ子
事務所新潟県佐渡市河原田諫訪町80番地4 新潟交通佐和田ビル4階 佐渡かんぞう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 傳田真梨絵
催告期間満了日 令和7年11月21日

新潟家庭裁判所佐渡支部

令和6年(家)第3099号

山梨県北杜市高根町藏原1746番地
申立人 篠原振一郎
本籍山梨県北杜市高根町藏原1746番地、最後の住所山梨県北杜市高根町藏原1746番地、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和5年5月26日、出生の場所山梨県北巨摩郡長坂町、出生年月日昭和22年5月1日、職業無職

被相続人 亡 篠原 得江
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目17番5号舞鶴ビル5階 前田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 前田 直哉
催告期間満了日 令和7年11月10日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第501号

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町304番地1
申立人 芦澤 初美
本籍山梨県甲斐市宇津谷445番地、最後の住所山梨県甲府市西油川町117番地1 きぼうの家、死亡の場所山梨県南アルプス市、死亡年月日令和5年12月7日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和38年7月5日、職業無職

被相続人 亡 鳥田もと子
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目21番27号鶴田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鶴田 裕樹
催告期間満了日 令和7年11月10日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第3018号

秋田県秋田市寺内油田2-8-18
申立人 岩方 雅司
本籍東京都港区高輪2丁目12番、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5215番地9、死亡の場所長野県佐久市、死亡年月日令和5年11月19日、出生の場所広島県比婆郡帝釈村、出生年月日昭和22年6月11日、職業自営業

被相続人 亡 三村 治男
事務所長野県佐久市岩村田1161番地4
相続財産清算人 町田 清
催告期間満了日 令和7年11月14日

長野家庭裁判所佐久支部

令和7年(家)第73号

岐阜市折立154番地
申立人 井上 晴子
本籍岐阜県岐阜市日ノ出町3丁目12番地、最後の住所岐阜市日ノ出町3丁目12番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年1月4日、出生の場所岐阜県羽島郡柳津町、出生年月日昭和46年7月26日、職業無職

被相続人 亡 古田 弘
事務所岐阜県各務原市鵜沼川崎町2-114松崎ビル3階 清流のまち法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 和久
催告期間満了日 令和7年11月11日

岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第149号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍岐阜県海津市平田町三郷148番地、最後の住所岐阜県大垣市寺内町2丁目87番地、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和6年1月14日頃、出生の場所大阪府南河内郡富田林町、出生年月日昭和13年8月4日、職業製造卸売

被相続人 亡 近藤 高司
事務所岐阜県大垣市室町2丁目25番地弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 秀樹
催告期間満了日 令和7年11月28日

岐阜家庭裁判所大垣支部

令和6年(家)第1118号

千葉県印西市木戸6丁目11番地10
申立人 吉川 博文
本籍愛知県知多市日長字今川13番地、最後の住所愛知県知多市日長字今川13番地、死亡の場所愛知県知多市、死亡年月日令和6年7月30日、出生の場所愛知県知多郡河和町、出生年月日大正15年2月21日、職業不明
被相続人 亡 吉川クニエ
愛知県半田市昭和町1丁目35番地半田名鉄南館ビル3階 柳原顕太郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 柳原顕太郎
催告期間満了日 令和7年11月17日

名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第1016号

愛知県知多郡美浜町大字野間字新前田212番地1 社会福祉法人瑞祥内 ケアハウスみはま106号
申立人 尾崎ユキノ

本籍愛知県知多郡美浜町新栄2丁目5番地18、最後の住所愛知県知多郡美浜町大字奥田字三ヶ市15番地1、死亡の場所愛知県知多郡美浜町、死亡年月日令和6年7月27日、出生の場所愛知県知多郡美浜町、出生年月日昭和54年3月27日、職業自営業

被相続人 亡 本美 優一
愛知県常滑市字古社3番地3 カネヒビル2A のぞみの森法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森下 裕介
催告期間満了日 令和7年11月17日

名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第439号
 フランス共和国イヴリーヌ県サルトルヴィル市レオン・フォンテヌ通り30番地
 申立人 池田 啓子
 申立人手続代理人弁護士 大政 祐典
 本籍大阪府高槻市郡家本町926番地、最後の住所京都市上京区御前通西裏上の下立売上る北町580番地の5、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和4年12月31日、出生の場所滋賀県甲賀郡北山村、出生年月日昭和5年1月15日、職業不明
 被相続人 亡 下村 禮子
 事務所京都市中京区新榎木町通二条上る角倉町215 縁法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 和田 浩
 催告期間満了日 令和7年11月20日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第184号
 鳥取県東伯郡北栄町由良宿278番地1
 申立人 佐々木政治
 本籍鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津163番地、最後の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後595番地12、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所鳥取県東伯郡羽合町、出生年月日昭和34年5月15日、職業無職
 被相続人 亡 大田美由紀
 鳥取県倉吉市駄経寺町2丁目18番地
 相続財産清算人 司法書士 小泉 寿幸
 催告期間満了日 令和7年11月10日
 鳥取家庭裁判所倉吉支部

令和6年(家)第3638号
 富山県高岡市中川本町8番1号鍛治・谷口法律事務所
 申立人 谷口 央
 本籍富山県砺波市太田1458番地、最後の住所富山県砺波市太田1458番地、死亡の場所富山県小矢部市、死亡年月日令和3年3月19日、出生の場所富山県東砺波郡太田村、出生年月日昭和2年1月5日、職業無職
 被相続人 亡 安念 武則
 事務所富山県高岡市中川本町8番1号鍛治・谷口法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 谷口 央
 催告期間満了日 令和7年11月17日
 富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第128号
 富山県南砺市金戸268番地の1
 申立人 なんと農業協同組合
 本籍富山県南砺市盛新38番地、最後の住所富山県南砺市盛新38番地、死亡の場所富山県南砺市、死亡年月日令和6年5月7日、出生の場所富山県東砺波郡城端町、出生年月日昭和24年4月5日、職業無職
 被相続人 亡 山本 義夫
 事務所富山市西田地方町1丁目5番25号廣野・南法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 南 果
 催告期間満了日 令和7年11月17日
 富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第402号
 富山県小矢部市下後亟327番地
 申立人 森田 浩
 本籍富山県小矢部市西中220番地、最後の住所富山県小矢部市西中220番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年10月29日、出生の場所石川県河北郡内灘村、出生年月日昭和23年4月18日、職業無職
 被相続人 亡 澤野 吉治
 富山県小矢部市泉町10番9号、事務所富山県小矢部市泉町13番6号
 相続財産清算人 司法書士 高山 嘉和
 催告期間満了日 令和7年11月17日
 富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第538号
 富山県射水市新開発410番地1
 申立人 射水市
 本籍富山県射水郡新湊町大字放生津町1901番地、最後の住所不明（不動産登記記録上の住所新湊市放生津町1901番地）、死亡の場所本町放生津、死亡年月日大正6年10月9日、出生の場所不明、出生年月日嘉永元年9月3日、職業不明
 被相続人 亡 大代 いと
 事務所富山県高岡市中川上町10-14ソーラービル4階 川原法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 川原 拓也
 催告期間満了日 令和7年11月17日
 富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第558号
 富山県射水市中央町25-13
 申立人 温井 善正

本籍富山県射水市八幡町1丁目927番地1、最後の住所富山県高岡市中曾根880番地3、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和7年1月3日、出生の場所富山県新湊市、出生年月日昭和22年11月10日、職業無職
 被相続人 亡 室谷敬太郎
 事務所富山県氷見市窓436-1 窓ビル204 氷見法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 白木 謙一
 催告期間満了日 令和7年11月17日
 富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第30026号
 岡山県高梁市正宗町1967番地29
 申立人 崎山 晃史
 本籍岡山県高梁市落合町福地2002番地、最後の住所岡山県高梁市高倉町飯部3344番地1高倉荘、死亡の場所岡山県高梁市、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所岡山県上房郡上有漢村、出生年月日昭和18年8月28日、職業無職
 被相続人 亡 松尾 勝惠
 事務所岡山市北区蕃山町3番7号両備蕃山町ビル8階
 相続財産清算人 弁護士 奥野 哲也
 催告期間満了日 令和7年11月18日
 岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30060号
 岡山県岡山市北区南方2丁目13番1号岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館
 申立人 公益社団法人岡山県社会福祉士会
 本籍岡山県倉敷市真備町有井255番地、最後の住所岡山市南区蒲安南町121番地7、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和7年1月16日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和7年9月1日、職業無職
 被相続人 亡 佐古 淑子
 事務所岡山市北区富田町2丁目13番12号コートサイドビル2階
 相続財産清算人 弁護士 上西 芳樹
 催告期間満了日 令和7年11月18日
 岡山家庭裁判所

令和7年(家)第40033号
 札幌市東区北33条東15丁目2番10-402号
 申立人 古川 良明
 本籍北海道札幌市東区伏古6条5丁目1番、最後の住所札幌市南区川沿13条2丁目1番38号愛全病院、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡年月日令和6年11月14日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和34年12月14日、職業無職
 被相続人 亡 渡辺 朝雪

札幌市中央区北1条西10丁目1番地15UD札幌北一条ビル6階 桶谷法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 植木 仁美
 催告期間満了日 令和7年12月13日
 札幌家庭裁判所

令和7年(家)第2013号
 山形県酒田市本町2丁目2番45号
 申立人 酒田市長 矢口 明子
 本籍山形県酒田市相生町2丁目6番地内14番地、最後の住所山形県酒田市新橋1丁目1番地の20、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日平成27年1月9日、出生の場所山形県酒田市、出生年月日昭和20年7月15日、職業不明
 被相続人 亡 高橋 金次
 事務所山形県酒田市千石町1丁目8番15号
 相続財産清算人 弁護士 新井野裕司
 催告期間満了日 令和7年12月5日
 山形家庭裁判所酒田支部

令和6年(家)第30409号
 千葉県市原市南国分寺台4丁目1番地4
 申立人 社会福祉法人市原市社会福祉協議会
 本籍岐阜県安八郡輪之内町本戸148番地、最後の住所千葉県市原市ちはら台南5丁目1番地3コープシティちはら台D405、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年9月26日、出生の場所岐阜県大垣市、出生年月日昭和29年5月19日、職業無職
 被相続人 亡 辻井 英之
 事務所千葉市中央区中央3丁目18番3号千葉中央ビル6階きさらぎ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中村 礼奈
 催告期間満了日 令和7年12月10日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30042号
 千葉市中央区弁天1丁目15番1号
 申立人 一般社団法人愛の会
 本籍千葉県八千代市大和田58番地15、最後の住所千葉県佐倉市井野1583番地1ネオハイツ勝田台405号、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所大分県大分郡湯平村、出生年月日昭和27年2月2日、職業無職
 被相続人 亡 甲斐 成道
 事務所千葉市中央区中央3丁目8番8号 中央C1B7階かんま法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中間 陽子
 催告期間満了日 令和7年12月11日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和6年(家)第20084号

千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前2丁目29番地3
申立人 鈴木 秀明
本籍千葉県袖ヶ浦市奈良輪1574番地1、最後の住所千葉県袖ヶ浦市久保田2丁目4番地4
ぼびあホームすみれの家、死亡の場所千葉県富津市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所千葉県木更津市、出生年月日昭和40年3月23日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 一夫
事務所千葉県木更津市新田2丁目6番1号かずさ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古田 恭司
催告期間満了日 令和7年12月10日
千葉家庭裁判所木更津支部

令和6年(家)第7140号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍千葉県銚子市森戸町724番地、最後の住所千葉県銚子市森戸町724番地、死亡の場所茨城県神栖市、死亡年月日令和4年6月12日、出生の場所千葉県香取郡豊里村、出生年月日昭和9年11月20日、職業不詳

被相続人 亡 大網 博
事務所千葉市中央区中央3丁目8番8号中央CIB6階 稲垣法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井原 真吾
催告期間満了日 令和7年12月10日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和5年(家)第20135号

群馬県前橋市千代田町2丁目3番12号
申立人 北関東しんきん健康保険組合
本籍栃木県那須郡那珂川町三輪183番地23、最後の住所栃木県宇都宮市宝木町2丁目798番地23、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日平成24年10月19日、出生の場所栃木県那須郡小川町、出生年月日昭和23年1月10日、職業無職

被相続人 亡 石澤 修
栃木県宇都宮市下戸祭2丁目12番14号 コモンビル1階 小森竜介法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小森 竜介
催告期間満了日 令和7年11月15日
宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第20025号

栃木県宇都宮市中里町249番地30
申立人 三木 裕子
本籍栃木県宇都宮市中里町249番地30、最後の住所栃木県宇都宮市中里町249番地30、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所栃木県塩谷郡塩谷村、出生年月日昭和34年6月8日、職業無職
被相続人 亡 黒子 力
栃木県宇都宮市大通り4丁目1番20号 宇都宮けやき通りビル6階C号室 けやき宇都宮弁護士法律事務所
相続財産清算人 弁護士 須賀 正人
催告期間満了日 令和7年11月15日
宇都宮家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第2753号

神奈川県逗子市逗子4丁目4-21
申立人 大場 方子
本籍東京都杉並区高円寺北3丁目544番地、最後の住所横浜市神奈川区中丸15番地2
不在者 伊藤 浩明
昭和34年10月14日生
届出期間満了日 令和7年6月13日
横浜家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第3087号

本籍東京都北区上十条3丁目4番地1、最後の住所神奈川県横浜市旭区以下不詳
不在者 鈴木 一男
昭和10年3月30日生
令和7年4月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6467号

本籍京都府紀伊郡吉祥院村大字石嶋小字西ノ開3番地、最後の住所京都府綾喜郡有智郷村大字内里小字宮ノ前17番地
不在者 林 モトエ
大正7年10月11日生
令和7年4月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第1095号

国籍アメリカ合衆国、最後の住所アメリカ合衆国テキサス州コーパスクリスティ市以下不明
不在者 パスクイズ ヘクター・アドルフォ西暦1962年6月5日生
令和7年4月12日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第218号

本籍静岡県静岡市清水区由比入山3510番地、最後の住所静岡県静岡市清水区能島371-1能島西団地209号
不在者 宇佐美 明
昭和25年11月2日生
令和7年4月11日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2369号

本籍奈良県御所市大字富田154番地、最後の住所大阪市西成区津守3丁目5番43号
不在者 向手 明則
昭和30年1月6日生
令和7年4月12日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第20号

本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8228番地46、住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町920番地1、戸籍の附票上の住所茨城県水戸市千波町2265番地の7 千波ビル201号
失踪者 小野瀬恵一
昭和39年11月23日生
令和7年4月10日失踪宣告取消審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(家)第68号

福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚778番地1

申立人 株式会社高倉工業

代表者代表取締役 高倉 亮太

権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月9日

令和7年4月11日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA042572

金額 700,000円

支払期日 令和6年10月15日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社みずほ銀行新宿法人支店

振出日 令和6年8月19日

振出地 東京都新宿区

振出人 大成設備株式会社 取締役社長 田行 啓一

受取人 株式会社高倉工業

最終所持人 申立人

令和6年(家)第73号

群馬県桐生市広沢町5丁目1122番地

申立人 株式会社桐生明治

代表者代表取締役 川中子雅夫

権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月9日

令和7年4月11日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BS218815

金額 531,036円

支払期日 令和6年12月27日

支払地 東京都目黒区

支払場所 株式会社三井住友銀行自由が丘支店

振出日 令和6年8月30日

振出地 東京都目黒区

振出人 株式会社不二インダストリーズ 代表取締役 田村 祐一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第74号

東京都新宿区天神町81番地
申立人 株式会社ビヤッコ印刷
代表者代表取締役 藤田 恵
権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月9日
令和7年4月11日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 B Q05111
金額 348,040円
支払期日 令和6年10月10日
支払地 東京都新宿区
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行江戸川橋支店
振出日 令和6年8月16日
振出地 東京都新宿区
振出人 株式会社光洋社 代表取締役 小泉 洋介
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第75号

神奈川県秦野市鶴巻南2丁目35番1号
申立人 亡中田富子承継人亡中田剛承継人升方富士美
権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月9日
令和7年4月11日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
日本銀行出資証券 2枚
(1)種類枚数 10口券1枚
記号番号 07214
発行年月日 昭和17年8月1日
額面 1,000円
一口の金額 100円
最終名義人 中田 富子
最終所持人 亡中田富子
(2)種類枚数 10口券1枚
記号番号 07215
(2)の証券の発行年月日、額面、一口の金額、最終名義人及び最終所持人は(1)の証券の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1800・2600号

東京都北区堀船1丁目1番2-2405号
債務者 久野 義博
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 三郎
4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後3時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平松 修二
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第565号

千葉市稻毛区園生町1312番地1-313

債務者 株式会社リロード

代表者代表取締役 萩谷妙貴人

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 城戸 盾暉
4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分

令和7年(フ)第2153号

福岡県福岡市博多区祇園町8-13 第一プリンスビル2F

債務者 株式会社イコールワン

代表者代表取締役 安田錦之助

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平松 修二
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2213号

東京都中央区日本橋室町1丁目12番14号 磯野ビル3階

債務者 サロンラヴィ株式会社

代表者代表取締役 望月 美邦

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩田 充弘
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2214号

東京都板橋区小茂根2丁目29番9号

債務者 キックスメディア株式会社

代表者代表取締役 望月 美邦

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩田 充弘
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2289号

東京都葛飾区亀有5丁目5番11号

債務者 ハイコチラ合同会社

代表者代表社員 宮本 亘

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小宮 誉文
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1884号

千葉県市川市日之出13番10-308号

債務者 株式会社京和

代表者代表取締役 北川 杏奈

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅野 亮
4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第460号

千葉市花見川区幕張本郷2-8-9ゼックスベルク103号室

債務者 株式会社ノーヴァ医療販売

代表者代表取締役 吉田 俊雄

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 相田 敦史
4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時30分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第507号

千葉県習志野市秋津5丁目2番13-1号

債務者 株式会社Happy Smiles

代表者代表取締役 宮崎 拓之

福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第1033号

東京都杉並区堀ノ内1丁目9番5号

債務者 アンドトリコ株式会社

代表者代表取締役 竹原 大樹

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大塚 和紀
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後4時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2294号 東京都中央区新川2丁目21番16-306号 債務者 株式会社アド・テックス 代表者代表取締役 市原 俊六 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瓦林 道広 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2366号 東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目17番11号 カナメビル4階 債務者 メディアランド株式会社 代表者代表取締役 中村 岩 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田 敏子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2427号 東京都中央区日本橋人形町3丁目6番8号 債務者 株式会社東光マテリアル 代表者代表取締役 嵩 秀吉 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴岡 拓真 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 宏太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2329号 東京都中央区京橋2丁目8番2号 債務者 株式会社幸洋コーポレーション 代表者代表取締役 水上 洋一 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古川 孝二 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田 敏子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴岡 拓真 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 隼人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時10分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2359号 東京都大田区南雪谷3丁目11番22号 債務者 株式会社L o k a 代表者代表取締役 渡邊 恵 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中美和子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金山 真琴 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田上 潤 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大倉 範子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時30分 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第2360号 福岡県福岡市博多区祇園町8-13 第一プリ ンスビル2F 債務者 株式会社イコールワンホールディング ス 代表者代表取締役 安田錦之助 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平松 修二 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木誠太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒沼 有紗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時30分 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 義隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時20分 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第2426号 東京都港区六本木3丁目3番28号 債務者 有限会社A L P 代表者代表取締役 中村 誠 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 義隆 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 義隆 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近石 誠弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野英一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第113号 香川県高松市中野町29-5 高松プラザビル 3F 債務者 合同会社未来創造マネジメント 代表者代表社員 高嶋 雅之 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀井 実 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅倉 稔雅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第26号 宮崎県北諸県郡三股町大字長田4760番地 債務者 株式会社風土 代表者代表取締役 濱口 陽行 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田建太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第389号 仙台市泉区泉中央3丁目31番地の3 債務者 有限会社モイスティース仙台販売 代表者代表取締役 西 愛 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時20分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡部 智也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後3時 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第915号 愛知県名古屋市千種区今池南25番5号 債務者 医療法人和伸会 代表者理事長 水野 生一 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 聖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後3時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第675号 三重県名張市東町1901番地の1 債務者 医療法人福慈会 代表者理事長 坂本 長逸 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 聖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後3時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大竹 顯治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第140号 北海道函館市若松町9番23号 債務者 有限会社函館カネ二 代表者代表取締役 藤田 公人 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳 順也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午後1時30分 函館地方裁判所
令和7年(フ)第354号 仙台市青葉区柏木2丁目6番16-203号 債務者 株式会社ESSダイニンググループ 代表者代表取締役 佐々木雄大 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 定幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後1時50分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大竹 顯治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第395号 沖縄県名護市東江5丁目14番2号、従前の住所宮城県多賀城市八幡字六貫田169番地の11 債務者 工藤 雅俊 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳 順也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午後1時30分 函館地方裁判所
令和7年(フ)第655号 名古屋市北区西志賀町5丁目28番地の1 債務者 株式会社パートナーズ 代表者代表取締役 木村 浩一 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堂前 由姫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後2時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳 順也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午後1時40分 函館地方裁判所	令和7年(フ)第530号 埼玉県蕨市南町3丁目2番1号ルピナス蕨305、商業登記簿上の本店所在地東京都港区新橋四丁目25番6号 債務者 株式会社Nichei 代表者代表取締役 土屋 博嗣
令和7年(フ)第453号 仙台市宮城野区鶴巻1丁目21番38号 債務者 むつば物流株式会社 代表者代表取締役 千葉 六男	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山内 亮二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時45分 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水健一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第252号	埼玉県春日都市上蛭田444番地9 債務者 株式会社I.S.T 代表者 代表取締役 狹石 朋広 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 達夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後3時10分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第40号	福岡県行橋市大字大野井1064番地1 シャーメゾン・ヴァンC棟201号 債務者 前田 秀利 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平尾 真吾 4 破産債権の届出期間 令和7年6月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第48号	宮城県大崎市田尻蕪栗字大久保東10番地、住民票上の住所宮城県大崎市岩出山字細峯50番地185 債務者 岩井 誠 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅原 健 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第13号	京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野383番地30、前住所京都府船井郡京丹波町本庄木下28番地エスボーワルわち204号 債務者 山田 裕貴 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉村 匠 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第608号	名古屋市守山区四軒家2丁目301番地 パレスロゼ301号 債務者 鈴木 勇 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 文彦 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第138号	茨城県水戸市千波町2274番地の10 債務者 木村 憲英 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安 隆之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第27号	青森県上北郡おいらせ町鶴久保3番地66 債務者 飯村 早苗 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 典子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで

令和7年(フ)第1号	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 青森地方裁判所十和田支部
令和7年(フ)第16号	岩手県釜石市中妻町2丁目4番18号 債務者 玉田 賢司 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富谷 耕作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
令和6年(フ)第168号	令和6年(フ)第168号 福島県いわき市小川町高萩字山ノ入220番地の1 債務者 佐藤 基樹 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 学人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和6年(フ)第339号	令和6年(フ)第339号 山梨県南アルプス市野牛島2454-1サンフォニア八田101号室、住民票上の住所山梨県甲斐市西八幡4449番地6 債務者 小松 知紀 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 雅嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第26号	令和7年(フ)第26号 山梨県甲斐市玉川59番地2 エスボーワール笛本D201、前住所埼玉県羽生市大字町屋815番地4 債務者 原田 全也(旧姓田沼) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 又川 章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第116号	令和7年(フ)第116号 大津市二本松8番12号 二本松団地203号 債務者 小森 啓喜 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡村 康靖 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第33号 大阪府泉佐野市中庄197番地の12、前住所大阪府貝塚市小瀬428番地1-2-D 債務者 櫻井 義晃 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福塚 圭恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市ノ木山朋矩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 　　大分地方裁判所日田支部	令和7年(フ)第79号 兵庫県明石市大久保町高丘3丁目1番地の1 12棟504号、前住所松山市土居田町10番地 ロイヤルアネックス土居田302号 債務者 大山 知子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂田 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第34号 大阪府泉佐野市中庄197番地の12、前住所大阪府貝塚市小瀬428番地1-2-D 債務者 櫻井 理枝 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福塚 圭恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 有志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 　　広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤津 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　盛岡地方裁判所一関支部	令和7年(フ)第21号 岩手県陸前高田市米崎町字脇の沢84番地1、前住所仙台市若林区沖野3丁目16番10号 コープK&KA-2 債務者 熊谷 昌司 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北村 宏洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 盛岡地方裁判所一関支部
令和7年(フ)第164号 大阪府岸和田市土生町7丁目13番6-101号、前住所大阪府貝塚市澤794番地8 債務者 旬彩やすおかこと 安岡 勝也 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 勝博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 智章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第2号 長崎県壱岐市勝本町坂本触317番地 債務者 寺田 昭一 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木本 真次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 長崎地方裁判所壱岐支部
令和7年(フ)第185号 大阪府岸和田市西之内町13番24-101号 債務者 角田 洋 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越智 信哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 耕一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊山 哲平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第387号 愛知県小牧市大字本庄字郷浦2588番地28、住民票上の住所愛知県小牧市小牧5丁目184番地 債務者 岡本 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤麻衣子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第240号 奈良県橿原市中曾司町726番地の3 債務者 徳佐田直弥	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿木 大	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 完 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　神戸地方裁判所第3民事部	

- 令和7年(フ)第1470号**
大阪市西区南堀江1丁目19番13—504号
債務者 川西 康弘
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上田 聰
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第525号**
埼玉県新座市北野1丁目5番10号 ポラリス志木101号室
債務者 原田 岳
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯塚 隆史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和6年(フ)第3185号**
大阪市中央区久太郎町2丁目6—8 MELL—THEATER 鈍色の風 801号室、住民票上の住所大阪府富田林市若松町西1丁目1882番地1 (405)
債務者 中西 匠貴
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 馬場光太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第35号**
鳥取県境港市外江町3331番地2
債務者 植田 篤文
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部
- 令和7年(フ)第36号**
鳥取県境港市外江町2407番地1 プログレスA棟201号
債務者 植田 竜生

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時35分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部
- 令和7年(フ)第37号**
茨城県水戸市吉沢町161—2 コーポB E 5 C 102、住民票上の住所茨城県笠間市稻田1795番地12
債務者 佐々木文一
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷田部 亘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第9号**
茨城県牛久市神谷2丁目1番地60
債務者 FOODTRUCK Nakazawa aこと 中澤 正好
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 雄治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第37号**
茨城県水戸市吉沢町161—2 コーポB E 5 C 102、住民票上の住所茨城県笠間市稻田1795番地12
債務者 佐々木文一
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷田部 亘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
- 令和7年(フ)第480号**
名古屋市名東区牧の里1丁目1602番地 メゾンマエダ203号
債務者 杉野 克
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 笠原 雄一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第182号**
愛知県長久手市段の上704番地 エトワールハイツ103号
債務者 翁長 翔子
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 弘子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時20分
5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第587号**
名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地の3
市営上飯田南荘3棟706号
債務者 黒川 健一
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 二橋 朋寿
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第658号**
名古屋市名東区牧の原1丁目330番地 藤和シティホームズ名東牧の原402号
債務者 杉本 雅彦
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 巧
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第1201号**
大阪府茨木市沢良宜西4丁目2番14号 ラフィーネ 301号
債務者 馬場 計太
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 唐澤 拓夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
長野地方裁判所伊那支部
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時10分**
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで**
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(フ)第37号**
福岡県行橋市大橋1丁目1番20号 ファミール今川202号
債務者 鹿島 英樹
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堀 真聰
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
- 令和6年(フ)第61号**
岐阜県揖斐郡池田町草深742番地
債務者 小坂 剛
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 聰
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時45分
5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
- 令和7年(フ)第526号**
名古屋市南区白水町36番地の134、従前の住所名古屋市瑞穂区上坂町1丁目2番地の1
プロセルム上坂406号
債務者 若見 温子
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上山 昴子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第30号**
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2620番地1
レオパレスアドニスミヤキ101号
債務者 加藤 美桜
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 唐澤 拓夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和6年(フ)第349号 三重県いなべ市大安町南金井1713-30メゾン 石川102、住民票上の住所長崎県対馬市豊玉 町鏡川307番地 債務者 杉原 淳二 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻 龍範 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝岡 直美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月21日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第10号 山口県萩市三見2384番地 債務者 山根 実 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 正之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 山口地方裁判所萩支部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 和宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久野 真吾 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第501号 埼玉県川口市新井町25番27号 ヤマジンハイツ3 101号 債務者 青山 泰雄 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 直樹 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 鉄平 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 名古屋地方裁判所民事部第2部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第533号 埼玉県川口市南鳩ヶ谷8丁目9番16号 C棟 201 債務者 坂尾 優貴 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高畠 剛 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 恵 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 岐阜地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第117号 奈良県桜井市大字桜井1259番地 エルト桜井 1号館811号室 債務者 鶴飼 和幸	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 奈奈	4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第208号 京都市下京区小稲荷町22番地2 市営住宅53 棟707 債務者 栗尾 文悟 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 和宏 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩輔 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第257号 埼玉県越谷市東越谷2丁目2番地9 レトア B棟102 債務者 池ノ谷勇気 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久野 真吾 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 真未 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第130号 愛知県岡崎市松本町1丁目7番地 債務者 石原 春美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 和宏 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千穂 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第101号 函館市湯川町2丁目35番8号 債務者 阿部 玲奈(旧姓伊藤) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩輔 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千穂 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第111号 函館市日吉町3丁目21番11号 債務者 佐藤 千穂 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 真未 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千穂 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第115号 函館市大手町1番17号 債務者 山田 隆士 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 隆士 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 隆士 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第117号 新潟県長岡市水梨町1103番地23、前住所新潟 県長岡市平島3丁目242番地 グランドウ ルⅠ 201号室 債務者 小崎 優也 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 奈奈	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 奈奈 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 奈奈 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第18号 静岡県掛川市梅橋590番地の10 債務者 橋本紫緒里 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 奈奈 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第117号 函館市港町3丁目7番10号 レストはまなす 港102 債務者 原田 香 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第119号 函館市松川町35番9-102号 ル・グロワール 債務者 阿部 愛 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第40号 岡山県倉敷市玉島乙島6388番地2 メゾンド テール 101号室 債務者 舟木 勇光(旧姓高松・勝山) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第123号 函館市日吉町4丁目5番15号 ラマーレ 203号 債務者 内池久美子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第40号 長崎県北松浦郡佐々町松瀬免166番地18 債務者 大浦 芳男 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 長崎地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第125号 函館市中道1丁目33番27号 島田アパート2 2F左 債務者 伊藤ひろみ 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第46号 長崎県佐世保市愛宕町213番地 ファースト インハーバーハウス302 債務者 西村 成樹 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第300号 岡山県倉敷市中島1577番地4 ライムB 208号室、転居前の住所岡山県倉敷市高須賀 380番地3 ミランダOZ-5 202 債務者 丹波 愛花 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第22号 茨城県高萩市本町3丁目229番地 石和宛A 棟203 債務者 田山 実 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第40号 新潟県長岡市塚野山5045番地 債務者 片岡 陽子	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	

<p>令和7年(フ)第112号 相模原市南区磯部252番地3 債務者 宮下 康夫 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>令和7年(フ)第41号 山口県美祢市伊佐町伊佐5366番地森時団地23 棟81号 債務者 藤野 純子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 山口地方裁判所宇部支部</p>
<p>令和7年(フ)第114号 相模原市緑区原宿1丁目5番7号 ハイタツ クワン101 債務者 石田美香子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 函館地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>令和7年(フ)第46号 山口県山陽小野田市叶松1丁目12番2—102 号県営住宅F棟102号 債務者 宮崎 稲文 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 山口地方裁判所宇部支部</p>
<p>令和7年(フ)第34号 新潟県長岡市浦4969番地12 債務者 富永 萌愛 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第47号 山口県山陽小野田市叶松1丁目12番2—102 号県営住宅F棟102号 債務者 宮崎由美子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 山口地方裁判所宇部支部</p>
<p>令和7年(フ)第46号 新潟県長岡市東川口240番地1 債務者 打越 美雪 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第50号 山口県山陽小野田市セメント町2番7号C.A.S.A.CUORE 205号、前住所山口県山陽小野田市大字東高泊1353番地1カーサ高須 101号 債務者 梶間 孝祐 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 山口地方裁判所宇部支部</p>
<p>令和7年(フ)第51号 愛知県江南市木賀東町新宮113番地 債務者 平野 貴光</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	

令和7年(フ) 第50号	鹿児島県姶良市加治木町木田3933番地7 グランディール光操103号 債務者 石谷 省悟 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係 令和7年(フ) 第64号 北海道旭川市永山2条20丁目1番11号 債務者 川越 裕二 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ) 第76号 北海道旭川市春光台1条1丁目4番20号 債務者 浅沼あやか 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ) 第83号 北海道旭川市大町1条11丁目181番地の201 グランルーレ山崎206号 債務者 高橋優一朗 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第85号	北海道旭川市宮下通16丁目808番地の1 グレース宮下203 債務者 阿部 光里 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部 破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和6年(フ) 第193号 新潟県小千谷市大字千谷乙86番地1 ハイマートカワバタ102号、前住所新潟県小千谷市上ノ山5丁目2番4号 債務者 築田トシエ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月5日午前11時10分 令和7年4月24日 新潟地方裁判所長岡支部破産係 令和6年(フ) 第254号 広島県福山市港町1丁目3番25-303号 Jパレット港町、旧住所広島県福山市南蔵王町4丁目1番16-1号 債務者 藤島 賢吾 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年7月22日午前10時30分 令和7年4月23日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和6年(フ) 第1359号 神奈川県大和市西鶴間4丁目8番32号 債務者 津崎 一人 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年6月23日午前10時40分 令和7年4月23日 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ) 第2050号 神奈川県大和市上草柳94番地3 コンフォート緑野405号 債務者 赤星 潤弥

1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年7月2日午後2時 令和7年4月23日 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ) 第2769号 横浜市都筑区荏田南4丁目30番19号 シティハウス小島VII 2号室 債務者 山田 俊一 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年6月23日午前10時10分 令和7年4月23日 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ) 第5256号 大阪府枚方市禁野本町1丁目8番21号 債務者 株式会社T・S・S 1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後2時40分 令和7年4月23日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ) 第5257号 大阪府茨木市新堂1丁目8番13号 債務者 津田 賢作 1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後2時40分 令和7年4月23日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ) 第3号 札幌市南区北ノ沢3丁目5番14号 債務者 佐藤 渉 1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 2 一般調査期日 令和7年7月23日午前10時 令和7年4月23日 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(フ) 第4010号 代替住所A(旧住所: 大阪府枚方市走谷2丁目17番4号) 債務者 手のぬくもり整骨院こと 辻下 拓男 1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時40分 令和7年4月23日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ) 第203号 群馬県太田市大原町2210番地12 南ハイツ205号、前住所群馬県太田市大原町2174番地39 債務者 関矢 光義 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで 2 一般調査期日 令和7年7月15日午後2時30分 令和7年4月24日 前橋地方裁判所太田支部
--

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第1889号

千葉市美浜区高浜1丁目14番8棟312号
破産者 坂寄 晴美

異議申述期間 令和7年6月16日まで
令和7年4月21日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第112号

千葉市緑区誉田町2丁目2番地25 誉田2丁
目団地西2棟104号
破産者 江草 清光

異議申述期間 令和7年6月16日まで
令和7年4月22日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第113号

千葉市緑区誉田町2丁目2番地25 誉田2丁
目団地西2棟104号
破産者 江草 泰代

異議申述期間 令和7年6月16日まで
令和7年4月22日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1765号

千葉市若葉区都賀1丁目1番2号 旭ヶ丘母
子ホーム
破産者 藤江三代子

異議申述期間 令和7年6月18日まで
令和7年4月23日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第33号

千葉県白井市富塚727番地の6 ジュピター
II103号、前住所千葉県鎌ヶ谷市南初富4丁
目17番50-5号
破産者 高橋 清勝

異議申述期間 令和7年6月18日まで
令和7年4月22日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第3755号

大阪府柏原市平野2丁目451番地の1 ライ
オンズマンション柏原 702号
破産者 今田 徹

異議申述期間 令和7年6月18日まで
令和7年4月23日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4390号

大阪市北区中崎3丁目2番26号
破産者 吉本電機住宅設備株式会社

異議申述期間 令和7年6月18日まで
令和7年4月23日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5195号

大阪府四條畷市南野1丁目11番18号 Sun
ny p l a c e 南野302
破産者 森下 愛衣

異議申述期間 令和7年6月18日まで
令和7年4月23日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第500号

鹿児島市樋之口町5番15号 さくらヒルズ樋
之口壱番館703号
破産者 田島 悠馬

異議申述期間 令和7年6月18日まで
令和7年4月23日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

特別清算開始

令和7年(ヒ)第3号

埼玉県比企郡小川町大字角山59番地
清算株式会社 株式会社武蔵野リフレッシュ
サービス

代表清算人 岡田 勝典
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(ヒ)第1001号

神戸市灘区大石北町7-1
清算株式会社 株式会社にし村フーズ

代表清算人 西村 隆徳
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

神戸地方裁判所第3民事部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1004号

横浜市港北区新横浜1丁目3番9号
清算株式会社 株式会社コクサン商事

1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

横浜地方裁判所第3民事部

管理命令

令和6年(再)第19号

東京都墨田区東墨田3丁目13番4号
再生債務者 社会福祉法人寿老福祉会

- 1 主文 管財人による管理を命ずる。
 - 2 管財人 東京都千代田区神田神保町3丁目2
番地7 第三東ビル4階 富士法律事務所 弁
護士 今朝丸一
 - 3 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に
対して債務を負担する者は、再生債務者にその
財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
- 令和7年4月16日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和6年(再)第28号

東京都国分寺市光町1丁目38番7号
再生債務者 株式会社大羊居

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再
生計画には、民事再生法174条2項各号に該当
する事由はない。
- 令和7年4月16日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第10号

千葉県成田市前林1138番地4
再生債務者 柏熊 利和

- 1 決定年月日 令和7年4月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令
和7年6月6日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第8号

愛知県豊田市高上2丁目29番地15
再生債務者 森岡 大輔

- 1 決定年月日 令和7年4月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令
和7年5月28日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令
和7年6月4日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第43号

千葉県習志野市秋津5丁目2番13-1号
再生債務者 宮崎 拓之

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令
和7年6月11日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第49号

千葉市美浜区稻毛海岸3丁目1番28-701号
再生債務者 仁田 雅人

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令
和7年6月11日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第30号

静岡市清水区宮加三550番地の5
再生債務者 近藤 俊

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令
和7年6月4日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第22号 愛知県西尾市東幡豆町東野岸50番地1 再生債務者 新岡 正彦 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第9号 千葉地方裁判所一宮支部再生係 三重県員弁郡東員町大字北大社1254番地12 再生債務者 岡野寿希也 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで 津地方裁判所四日市支部	令和6年（再イ）第551号 東京都世田谷区桜2-19-32 再生債務者 坪井 当貴 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月24日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第3号 埼玉県八潮市大瀬238-2 再生債務者 浦瀬 弘行 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月24日まで 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年（再イ）第24号 愛知県刈谷市小垣江町亥新田9番地26 再生債務者 波多野 亮 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第4号 鳥取県米子市八幡485番地4 再生債務者 木村 洋二 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年（再イ）第123号 埼玉県八潮市大瀬238-2 再生債務者 浦瀬 弘行 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月24日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第14号 栃木県足利市百頭町2021番地15 再生債務者 粕山 恒久 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月12日まで 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年（再イ）第53号 札幌市東区北34条東12丁目3番11-301号 再生債務者 佐藤 和晃 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第101号 愛知県清須市寺野郷前62番地 S A T マンション305（従前の住所）愛知県春日井市上条町4丁目30番地2 メゾンドールA 301号 再生債務者 富坂 修人 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第24号 仙台市太白区鈎取4丁目9番5号 再生債務者 本間 聰 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第1号 富山県下新川郡入善町上野11234番地8 再生債務者 米澤 直敏 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで 富山地方裁判所魚津支部
令和7年（再イ）第62号 札幌市西区二十四軒1条5丁目2番18号 アーバンハウス2-8号 再生債務者 橘田 弦也 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第1号 山梨県南都留郡忍野村内野724番地 再生債務者 櫻井 優 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月23日まで 甲府地方裁判所都留支部再生係	令和7年（再イ）第4号 福島県喜多方市塙川町御殿場2丁目21番地 ウエストリバーヒルズ 205 再生債務者 清野 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月25日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係	令和7年（再イ）第3号 茨城県鹿嶋市廻1丁目7番地6 再生債務者 岡田 和幸 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第4号 千葉県いすみ市大原9842-5 再生債務者 有馬 智子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。			

<p>令和7年(再イ)第149号 大阪府箕面市如意谷4丁目5番6号 (203号) 再生債務者 深谷 児希 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第5号 さいたま市見沼区堀崎町273番地12 再生債務者 岩倉 稔 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第1号 新潟県佐渡市東大通15番地5 再生債務者 畠中 健作 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月26日まで</p>	<p>小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年(再イ)第5号 栃木県宇都宮市駒生町1024番地13 再生債務者 青木 仁美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日</p>
<p>令和6年(再口)第10号 広島県大竹市立戸1丁目3番13号 フィオレット立戸103号 再生債務者 末森 浩介 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第20号 埼玉県川口市芝5丁目15番37号 再生債務者 岩本 吉和 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第11号 金沢市四十万5丁目76番地1 再生債務者 益田 恭行 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月12日まで</p>	<p>令和6年(再イ)第183号 千葉県市原市大厩1234番地2 再生債務者 今井 昭俊 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月23日</p>
<p>令和7年(再イ)第2号 岩手県一関市宇南靈蘿1番地1 エクセルントシティB205 再生債務者 及川 智也 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>令和7年(再イ)第12号 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保336番地1 エコヴィレッジ鶴瀬1503号 再生債務者 淡路 博史 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>令和6年(再イ)第29号 島根県雲南市三刀屋町多久和1414番地 再生債務者 吾郷 速都 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。</p>	<p>令和6年(再イ)第15号 福島県白河市関辻上ノ代106番地348 再生債務者 村田 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日受付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日</p>
<p>令和7年(再イ)第7号 山形県上山市金生東2丁目11番6号 レオパレス金生B 204号 再生債務者 松田ももえ 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第38号 埼玉県狭山市大字北入曾1351番地の6 再生債務者 溝呂木 誠 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第1号 熊本県荒尾市増永2792番地 中央区団地市営住宅10棟420号 再生債務者 平井 初美 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで</p>	<p>令和6年(再イ)第8号 茨城県神栖市太田180番地 再生債務者 加藤 貴将 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日</p>
<p>令和7年(再イ)第7号 山形県上山市金生東2丁目11番6号 レオパレス金生B 204号 再生債務者 松田ももえ 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第38号 埼玉県狭山市大字北入曾1351番地の6 再生債務者 溝呂木 誠 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで</p>	<p>令和7年(再イ)第1号 熊本地方裁判所玉名支部 新潟地方裁判所佐渡支部再生係 宇都宮地方裁判所第1民事部</p>	<p>令和6年(再イ)第358号 東京都中野区江原町2-3-18 アワーズ江原町2F 再生債務者 奥田 京子(旧姓河上) 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月22日</p>

令和6年(再イ)第467号 東京都大田区石川町2-29-6-302 再生債務者 森崎 恵里 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月22日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第90号 川崎市高津区蟹ヶ谷3番地7 蟹ヶ谷槍ヶ崎 住宅 4-719 再生債務者 吉江 南美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月23日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第83号 神奈川県厚木市山際50番地3 ファミーユ中 丸105 再生債務者 山本 卓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第210号 札幌市中央区南10条西8丁目2番53-101号 再生債務者 佐藤 直昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月23日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第481号 東京都福生市南田園2-6-3 グリーン パーク田園12号205号室 再生債務者 今野 竜樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月22日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第22号 岐阜県揖斐郡池田町八幡898番地の2 再生債務者 勝野 克幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月23日 岐阜地方裁判所大垣支部	令和6年(再イ)第17号 岐阜県中津川市駒場1508番地の276 再生債務者 浅見 国博 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年(再イ)第30号 長野県松本市大字寿小赤841番地3 再生債務者 木村 祐治 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月23日 長野地方裁判所松本支部
令和6年(再イ)第485号 東京都江東区大島2-20-16-1102 再生債務者 佐々木 良 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月23日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第7号 愛知県岡崎市井ノ口新町4番地26 再生債務者 三宅 寿徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月23日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年(再イ)第5号 静岡県田方郡函南町塚本186番地の1 アー パンシティ函南式番館511 再生債務者 荒木 伸夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(再イ)第48号 愛知県稻沢市下津北山1丁目3番地 プレミ アムフォート稻沢908 再生債務者 田中 一奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月23日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(再イ)第488号 東京都練馬区北町6-24-202 再生債務者 伊藤 勝征 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月23日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第30号 山形県寒河江市大字田字五反32番地 再生債務者 山科 渉 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 山形地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第2号 三重県鳥羽市幸丘2番31-107号 たまき苑 再生債務者 千原 良太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 津地方裁判所伊勢支部再生係	令和5年(再口)第31号 大阪市淀川区三津屋中2丁目10番22号 再生債務者 森 祐貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月23日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第522号 東京都渋谷区本町4-11-2-101 再生債務者 高橋 幸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月22日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第45号 群馬県前橋市大前田町1550番地19 赤城ハイ ツ C-206号 再生債務者 下橋 優男 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(再イ)第6号 富山県黒部市岡577番地85 再生債務者 香掛 勝志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月23日 富山地方裁判所魚津支部	令和7年(再イ)第49号 大阪府摂津市千里丘東5丁目5番8-110号 再生債務者 由里本 潤 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月23日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（再イ）第214号 札幌市豊平区西岡5条2丁目4番20号 サンシャインKK-101号 再生債務者 鈴木 勇藏 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に対する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年（再イ）第7号 兵庫県西宮市鳴尾町5丁目2番6-604号 再生債務者 吉原 利員 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 神戸地方裁判所尼崎支部	1 決議に対する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 広島地方裁判所民事第4部
令和6年（再イ）第244号 札幌市豊平区平岸3条17丁目3番36-1002号 再生債務者 本堀 賢治 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に対する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 大津地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第9号 岡山市南区並木町1丁目1番16号 再生債務者 原 英明 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第3号 高知市長浜1620番地1 第二英光マンション21号室 再生債務者 麻岡 大雅 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第7号 札幌市厚別区厚別中央4条2丁目17番1-405号 再生債務者 伊藤 雄也 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に対する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 奈良地方裁判所	令和6年（再イ）第5号 奈良市大宮町4丁目270番10号 ルデパール新大宮402号室（住民票上の住所）奈良市阪原町3376番地 再生債務者 尾上 賀絵 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 奈良地方裁判所	小規模個人再生による再生計画不認可
令和6年（再イ）第37号 函館市昭和4丁目58番8号 再生債務者 大瀬 正樹 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第2号 秋田市新屋前野町9番25号 コスモス104号 再生債務者 赤星 那美 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月15日まで 令和7年4月24日 秋田地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第14号 新潟県上越市安塚区板尾281番地6 再生債務者 西巻 竜太 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月15日まで 令和7年4月24日 新潟地方裁判所高田支部	令和6年（再イ）第79号 埼玉県狭山市鶴ノ木22番7号 農住メゾンジュネスB-202 再生債務者 若月 央 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年1月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条2項2号に定める事由がある。 令和7年4月23日 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年（再イ）第18号 新潟県阿賀野市保田4384番地10 再生債務者 石川 好明 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 新潟地方裁判所新発田支部	令和6年（再イ）第48号 広島市南区北大河町29番6-2号 再生債務者 三笠 龍太 1 決議に対する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月15日まで 令和7年4月24日 新潟地方裁判所高田支部	令和7年（再イ）第1号 三重県桑名市蓮見町41番地1 ポレスターガーデンシティ桑名705号 再生債務者 廣 孝之 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年4月24日 津地方裁判所四日市支部	
令和6年（再イ）第23号 千葉県東金市田中513番地1 再生債務者 日暮 祐一			

給与所得者等再生による再生手続開始

令和6年(再口)第5号

大分県臼杵市大字江無田150番地の3 川辺ビル405号

再生債務者 八木 騒三

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月25日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第15号

仙台市青葉区作並字滝ノ上1番地の3

再生債務者 岩松 秀樹

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和7年5月15日まで
- 令和7年4月24日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再口)第1号

秋田市中通6丁目13番15号

再生債務者 土橋 清香

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和7年5月15日まで
- 令和7年4月24日

秋田地方裁判所民事第2部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再口)第35号

大阪府東大阪市長田西4丁目3番35-201号

再生債務者 鈴木 智穎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月23日

大阪地方裁判所第6民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第6号

札幌市西区西町北13丁目4-3

申立人 城近妃華利

住所・居所 不明

(最後の住所) 札幌市西区発寒4条4丁目7番22号

所在等不明共有者 城近 雅士

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年4月17日 札幌地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 札幌市西区発寒四条四丁目

地番 369番103

地目 宅地

地積 110.68平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

2 所在 札幌市西区発寒四条四丁目

地番 369番82

地目 宅地

地積 99.14平方メートル

所在等不明共有者の持分 6分の1

3 所在 札幌市西区発寒四条四丁目 369番地

103

家屋番号 369番103

種類 居宅

構造 木造鉄筋コンクリート造3階建

床面積 1階 31.05平方メートル

2階 42.23平方メートル

3階 42.23平方メートル

上記のほか、未登記の附属建物(3.92平方メートル)を含む。

所在等不明共有者の持分 2分の1

令和6年(チ)第1019号

東京都千代田区神田富山町30番地1

申立人 オリンピックイン株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 杉並区荻窪五丁目21番26-503号

所在等不明共有者 松井 勝洋

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 中央区勝どき二丁目9番2-905号

所在等不明共有者 八木 秀一

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 台東区池之端一丁目4番22-903号

所在等不明共有者 黒尾 誠

届出期間満了日 令和7年8月17日

令和7年4月17日 東京地方裁判所
(別紙) 物件目録

(一棟の建物の表示)

所在 千代田区神田富山町30番地1

建物の名称 オリンピックイン神田

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 神田富山町30番1の4

種類 店舗

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 地下1階部分 21.49平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千代田区神田富山町30番1

地目 宅地

地積 474.80平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 966000万分の130767420

共有者 松井 勝洋及び八木 秀一の共有持

分 各23分の1

共有者 黒尾 誠の共有持分 23分の2

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

札幌市中央区大通東1丁目2番地

申立人 北海道電力ネットワーク株式会社

住所・居所 不明

(最後の住所) 青森県青森市原別8丁目8番25号 有料老人ホーム千雄

(不動産登記記録上の住所) 東津軽郡今別町大字今別字今別149番地2

所有者 新山てる江

届出期間満了日 令和7年6月16日

令和7年4月16日 青森地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 東津軽郡今別町大字今別字西田

地番 250番106

地目 原野

地積 871平方メートル

令和7年(チ)第3号

滋賀県彦根市駅東町11番5

申立人 株式会社イズミ

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 犬上郡北青柳村大字大藪1679番地

所有者 堀 善次郎

届出期間満了日 令和7年6月16日

令和7年4月16日 大津地方裁判所彦根支部
(別紙) 物件目録

所在 彦根市大藪町字大野

地番 328番4

地目 畑

地積 49平方メートル

令和7年(チ)第6号

神戸市東灘区田中町3-7-11-2

申立人 本保 弘子

住所・居所 不明

(最後の住所) 兵庫県西宮市深津町2-30

所有者 野村 直昭

届出期間満了日 令和7年6月16日

令和7年4月15日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 神戸市垂水区坂上五丁目

地番 10番4

地目 宅地

地積 41.13平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、本吸収合併の効力発生日は令和7年七月一日であり、甲は、効力発生日付でNTTデバイ

ステクノ株式会社に商号変更し、横浜市神奈川区新浦島町一丁目一番地三二に本店移転する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.ntt-innovative-devices.com/copro/index.html>

(乙) <https://www.ntt-innovative-devices.com/techno/>

令和七年五月七日

茨城県那珂市戸六七〇〇番地の一

(甲) NTTデバイスコプロ株式会社
代表取締役 安齊 一典

横浜市神奈川区新浦島町一丁目一番地三二

(乙) NTTデバイステクノ株式会社
代表取締役 西崎 雅治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載頁 一〇六頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載頁 一〇六頁 (号外第一六七号)

令和七年五月七日
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号

(甲) 株式会社スウェーデンハウス
代表取締役 村井 秀壽

(乙) 株式会社スウェーデンハウスリ
フォーム
代表取締役 小島 敏之

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社東京イオニック(住所東京都府中市宮西町一丁目二番地二)に對して当社のフラココ第8ビル並びにこれに附帯する駐車場及び借地権の保有、管理及び賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月七日
秋田市牛島東三丁目一番五五一四号

合同会社ワンハート秋田
代表社員 谷山 隆幸

代表取締役 小島 敏之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日
秋田市牛島東三丁目一番五五一四号

合同会社ワンハート秋田
代表社員 谷山 隆幸

代表取締役 小島 敏之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日
秋田市牛島東三丁目一番五五一四号

合同会社ワンハート秋田
代表社員 谷山 隆幸

代表取締役 小島 敏之

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

東京都荒川区東尾久八丁目四五番地二
株式会社アステック
代表取締役 大森 仁

日本における代表者 佐藤 謙一

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

神戸市兵庫区駅前通二丁目二番二九号
神和金属株式会社
代表取締役 尾上 和史

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

愛媛県伊予市双海町上灘甲五四〇二番地一
愛媛土木工業株式会社
代表取締役 福本三枝子

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

福岡市早良区祖原五番一〇一三〇四号スト
リームライン祖原
代表取締役 渡邊 澄江

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤暢樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フ
ロンティアイビルA棟
エンターテインメント・インク
日本における代表者 佐藤 暢樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤謙一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

神戸市兵庫区駅前通二丁目二番二九号
神和金属株式会社
代表取締役 尾上 和史

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

愛媛県伊予市双海町上灘甲五四〇二番地一
愛媛土木工業株式会社
代表取締役 福本三枝子

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月七日

福岡市早良区祖原五番一〇一三〇四号スト
リームライン祖原
代表取締役 渡邊 澄江

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤暢樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月七日

限定期承認公報

本籍静岡県焼津市相川二五四五番地、最後の住所静岡県焼津市大住一一番地の五
被相続人 亡 滝井 敏和

右被相続人は、令和七年二月十一日頃から同月二十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和七年四月二十二日静岡家庭裁判所島田出張所にて限定期承認をしたので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。同期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

東京都羽村市羽西一丁目六番一三号
相続財産清算人 井本 達也

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号
三菱UFJ信託銀行株式会社
不動産管理部 力ストディ営業グループ
電話番号 ○三一五五四六二一三七〇七
受託者 支配人 岡本 泰典

新規信託分割の公報

記のとおり、令和七年六月九日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

（二）信託の特定

委託者兼受益者 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
目的的会社 グリーンアセットインベストメント特
定目的会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
受託者 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
Lifestyle特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

優先資本金の額の減少公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

正誤

ページ段行 誤 正

（原稿誤り） 一二 一 第四次初等教育バングラデシユ開発計画のため人民共和国政府に対する省令
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布
総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

（二）信託の特定

委託者兼受益者 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
目的的会社 グリーンアセットインベストメント特
定目的会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
受託者 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
Lifestyle特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

正誤

ページ段行 誤 正

（原稿誤り） 一二 一 第四次初等教育バングラデシユ開発計画のため人民共和国政府に対する省令
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布
総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

（二）信託の特定

委託者兼受益者 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
目的的会社 グリーンアセットインベストメント特
定目的会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
受託者 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
Lifestyle特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

正誤

ページ段行 誤 正

（原稿誤り） 一二 一 第四次初等教育バングラデシユ開発計画のため人民共和国政府に対する省令
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布
総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

（二）信託の特定

委託者兼受益者 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
目的的会社 グリーンアセットインベストメント特
定目的会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
受託者 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
Lifestyle特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

正誤

ページ段行 誤 正

（原稿誤り） 一二 一 第四次初等教育バングラデシユ開発計画のため人民共和国政府に対する省令
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布
総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

（二）信託の特定

委託者兼受益者 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
目的的会社 グリーンアセットインベストメント特
定目的会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
受託者 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
Lifestyle特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

正誤

ページ段行 誤 正

（原稿誤り） 一二 一 第四次初等教育バングラデシユ開発計画のため人民共和国政府に対する省令
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布
総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

（二）信託の特定

委託者兼受益者 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
目的的会社 グリーンアセットインベストメント特
定目的会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
受託者 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
Lifestyle特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公報

当社は、優先資本金の額を一億四千一百二十八万円減少することにいたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十四日付官報号外第九十二号の八十三頁に掲載されています。

令和七年五月七日

富山県富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

正誤

ページ段行 誤 正

（原稿誤り） 一二 一 第四次初等教育バングラデシユ開発計画のため人民共和国政府に対する省令
令和六年十月一日（号外第二百二十九号）公布
総務省令第九十号（放送法施行規則の一部を改正する省令）